

## ひょうご経済・雇用活性化プラン推進会議の開催

## 1 趣 旨

兵庫県では、少子高齢化、グローバル化、サービス経済化といった経済社会の時代潮流の変化に的確に対応しながら、兵庫経済の目指す姿である「活力あるしなやかな産業構造」の構築に向けて、産学官民が協働するための共有のシナリオとして策定した、「ひょうご経済・雇用活性化プラン（平成 26～30 年度）」の着実な推進を図っています。

プラン実現を確実なものとするため、平成 30 年度に向けた経済・雇用施策の充実に関する意見交換・検討を行う、学識者、産業・雇用団体代表者、企業人等からなる標記会議を開催します。

## 2 構成員（20名）

（敬称略・構成員氏名五十音順）

氏名	団 体 ・ 役 職 等
今西 珠美	流通科学大学人間社会学部教授
植村 武雄	神戸商工会議所副会頭
大浦 由紀	株式会社セラピット代表取締役
岡本 剛二	KOJI OKAMOTO DESIGN OFFICE 代表
加藤 恵正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
嘉納 健二	灘五郷酒造組合理事長
北野 美英	日本イーライリリー株式会社コーポレート・アフェアーズ本部長
坂本 賢志	株式会社アシックス スポーツ工学研究所 IoT 担当マネージャー
佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
杉本 直己	甲南大学先端生命工学研究所所長・教授
田淵 真也	農事組合法人丹波たぶち農場理事
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
本丸 勝也	兵庫ベンダ工業株式会社取締役
牧村 実	公益財団法人新産業創造研究機構理事長
三津 千久磨	ミツ精機株式会社代表取締役社長
三渡 圭介	兵庫県商工会連合会理事
安原 宏樹	魚の棚東商店街振興組合理事長
湯川 カナ	一般社団法人リベルタ学舎代表理事
横山 由紀子	兵庫県立大学経営学部教授
吉田 達樹	兵庫県経営者協会副会長

※ オブザーバー 兵庫労働局長

### 3 スケジュール

全3回の会議で、意見交換・検討をいただく。

時 期	協 議 内 容 等
7月31日	第1回会議 経済・雇用施策の充実に向けた課題検討 平成28年度の成果と評価
10月上旬～中旬	第2回会議 平成30年度経済・雇用施策の課題整理と 方向性
12月上旬～中旬	第3回会議 平成30年度経済・雇用施策の取りまとめ

## ひょうご経済・雇用活性化プラン推進会議開催要綱

### (目的)

第1条 ひょうご経済・雇用活性化プランの効果的な推進を図るとともに、プランの評価・検証、社会経済情勢に応じた新たな施策の検討にあたって、有識者等の意見聴取を行うため、ひょうご経済・雇用活性化プラン推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

### (検討事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) ひょうご経済・雇用活性化プランの推進に関すること。
- (2) ひょうご経済・雇用活性化プランの評価・検証に関すること。
- (3) 新たな施策の検討及びプランの充実に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前3号に定める目的を達成するために必要な事項

### (構成員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (座長)

第4条 会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。

- 2 座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 3 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、知事が招集する。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 知事が必要と認めたときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### (会議録)

第7条 会議を開いたときは、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議資料は、原則として公開とする。なお、公開にあたっては個人情報保護の保護に留意するとともに、前条のただし書きに該当する事項は除く。

### (謝金・旅費)

第8条 構成員及び構成員の代理人が会議に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。

- 2 謝金の支給については、別に定める。
- 3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月19日から施行する。  
(この要綱の効力)
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

氏名	団 体 ・ 役 職 等
今西 珠美	流通科学大学人間社会学部教授
植村 武雄	神戸商工会議所副会頭
大浦 由紀	株式会社セラピット代表取締役
岡本 剛二	KOJI OKAMOTO DESIGN OFFICE 代表
加藤 恵正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
嘉納 健二	灘五郷酒造組合理事長
北野 美英	日本イーライリリー株式会社コーポレート・アフェアーズ本部長
坂本 賢志	株式会社アシックス スポーツ工学研究所 IoT 担当マネージャー
佐竹 隆幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
杉本 直己	甲南大学先端生命工学研究所所長・教授
田淵 真也	農事組合法人丹波たぶち農場理事
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
本丸 勝也	兵庫ベンダ工業株式会社取締役
牧村 実	公益財団法人新産業創造研究機構理事長
三津 千久磨	ミツ精機株式会社代表取締役社長
三渡 圭介	兵庫県商工会連合会理事
安原 宏樹	魚の棚東商店街振興組合理事長
湯川 カナ	一般社団法人リベルタ学舎代表理事
横山 由紀子	兵庫県立大学経営学部教授
吉田 達樹	兵庫県経営者協会副会長